

別冊（参考資料）

- ・ 議題1 p 1 ~ 3
- ・ 議題3 p 4 ~ 1 4

農林水産大臣管轄漁場における海区漁場計画の作成に関する基本方針

漁業法第183条の規定に基づき、農林水産大臣が福岡県知事及び佐賀県知事の免許に係る権限を直接行使してきた福岡県・佐賀県（以下「両県」という。）の有明海地先の漁場（以下、「農林水産大臣管轄漁場」という。）における共同漁業権及び区画漁業権は、令和5年8月末日にて存続期間が満了することとなる。

これらの漁業権について、両県は、存続期間の満了後も引き続き、農林水産大臣が両県知事の権限を行使することを要望していることから、農林水産大臣は、漁業法第183条等の規定に基づき、以下の方針により、海区漁場計画を作成することとする。

1. 全般的な考え方

海区漁場計画には、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないよう漁業権を設定するものとする。この際には、当該漁業権に係る自然的・社会経済的条件に関して必要な調査を実施した上で、漁場利用の実情に応じて、免許の要否及び内容見直しの検討を行う。特に、適切かつ有効に活用されていないと判断される漁業権については、海区漁場計画には含めないこととする。

また、現在、既存漁場において適切かつ有効に活用されている漁業権については、それとおおむね等しい漁業権を設定するものとする。

なお、農林水産大臣管轄漁場は、両県に隣接した漁場であることから、有明海全体の漁場の有効利用にも資するよう、両県との連携を図るものとする。

2. 漁業権ごとの考え方

現在、農林水産大臣管轄漁場においては、第一種共同漁業及び第二種共同漁業が1件、第一種区画漁業（のりひび建養殖業）が13件、第一種区画漁業（かきひび建養殖業）が1件、第三種区画漁業（かき養殖業）が1件の、計16件の漁業権が免許されている。

（1）共同漁業権（農共第1号）

共同漁業権の内容たる漁業について、各漁業によって行使状況には差はあるものの、資源状況等に応じた操業が行われている状況にあることから、農共第1号は適切かつ有効に活用されているものと判断できる。このため、引き続き共同漁業権を海区漁場計画に設定する。

① 第一種共同漁業

第一種共同漁業権の内容たる漁業については、各漁業によって行使状況に差はあるものの、一定の行使がされている状況にある。また、一部の漁業は現在資源量の減少や資

源管理措置の実施により生産がないものの、今後の資源の回復次第で操業する見込みである。

このため、現行漁業権の内容たる漁業と同じ漁業を設定することとする。

② 第二種共同漁業

第二種共同漁業権の内容たる漁業について、各漁業によって行使状況に差はあるものの、一定の行使がされている状況にある。

ただし、「竹羽瀬漁業」については、当該漁業に用いる漁具が大規模なものであり、敷設に際しては非常に労力を要するとともに、その行使者の高齢化によって、操業実態が確認できず、今後も行使する可能性がないと判断される。

このため、「竹羽瀬漁業」については漁業権の内容に含めないこととし、「竹羽瀬漁業」以外の漁業は、現行漁業権の内容たる漁業と同じ漁業を設定することとする。

なお、条件については、「竹羽瀬漁業」に関するものを除き、前回免許時からの状況の変化は特段ないことから、現行どおりとする。

○農共第1号：引き続き設定。ただし、第二種共同漁業から「竹羽瀬漁業」を削除。

(2) 区画漁業権

① 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）（農区第201号から213号）

農林水産大臣管轄漁場はのり養殖に適し、両県の有明海地区は全国有数の産地として我が国ののり養殖生産の維持発展に大きく寄与している。

ア 農区第201号から204号、207号から213号

それぞれの行使状況を調査した結果、一定の養殖生産があり漁場が活用されていることから、適切かつ有効に活用されているものと判断できる。自然的条件にも特段の変化はなく、漁場の総合的な利用を図り、漁業生産力を維持発展するため、引き続き海区漁場計画に設定するものとする。

イ 農区第205号及び206号

行使状況を調査した結果、操業実態が確認できなかったことから法第91条に基づく指導を行っており、今後の操業も見込まれず、漁場環境としても養殖適地ではなくなっているため、海区漁場計画には設定しないこととする。

○農区第201号から204号、207号から213号：引き続き設定

○農区第205号及び206号：設定しない

② 第一種区画漁業（かきひび建養殖業）及び第三種区画漁業（かき養殖業）（農区第1号（農区第11号））

これらの漁業は、当該漁場にて豊富に浮遊する天然かき幼生（種苗）を、竹等を束ねた「ひび建て」により付着させ、一定の大きさまでひびで育てた上、それらを収穫し、

海面下に蒔いてかき養殖を行う養殖形態であることから、かきひび建養殖業とかき養殖業を重複して免許している。

しかしながら、行使状況を調査した結果、漁場環境の変化によって稚貝の蒔き付けにとって不適な環境となっており、漁場の行使ができていない状況にあったことから法第91条に基づく指導を行っている。今後の漁場利用についても、当該漁業権の行使が見込まれないことから、海区漁場計画には設定しないこととする。

○農区第1号（農区第11号）：設定しない

協 定 書

平成30年6月18日

有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、水産庁九州漁業調整事務所を立会人として、漁場に生活する両県漁民が漁場の秩序を維持し、安堵して生業に励み紛議が起こらないことを祈念して、ここに有明海の一部漁場を農林水産大臣が一時管轄することを認め、

「有明海における佐賀福岡両県の漁場計画樹立方針に関する覚書」の趣旨を尊重し、次の事項を承認するとともに、誠実にこれを遵守することを協定する。

(農林水産大臣の管轄する漁場の範囲及び行う事項)

第1条 農林水産大臣の管轄する漁場は、次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域とする。

点ア 福岡県柳川市セツ家の南西角（有明海の福岡、佐賀両県漁場境界標石柱）と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角（有明海の佐賀、福岡両県漁場境界標石柱）とを結んだ直線上の中央点（筑後川川口中央）

点イ 点アと三角岳頂上を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点ウ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点エ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、竹崎島南西端と福岡、熊本両県の県境を結んだ直線との交点

点オ 点アと竹崎島東端を結んだ直線上、竹崎島東端から1,000メートル北の点

2 農林水産大臣の管轄する漁場において、農林水産大臣が自ら行う県知事の権限の範囲は、漁業の免許に関するものに限るものとする。

(連合海区漁業調整委員会の設置)

第2条 両県の有明海区漁業調整委員会は、漁業法第105条第4項の規定に基づき、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会（以下「福佐委員会」という。）を組織し、有明海における漁業調整に関する事項を処理するものとする。

なお、両委員会の構成及び運営については、同委員会事務規程で定める。

(漁業の免許の事前調整)

第3条 両県の知事は、漁場計画樹立にあたって、その決定に先立ち、福岡県地先においては、柳川市大和町地先中島川（矢部川）みおすじ以西の区域、佐賀県地先においては、佐賀市東与賀町地先あばきのたお以東の区域（以下「関係漁場」という。）の計画については、福佐委員会の意見を聴くものとする。

(共同漁業に関する事項)

第4条 農林水産大臣の管轄する漁場における共同漁業については、福岡有明海漁業協同組合連合会及び佐賀県有明海漁業協同組合の共有として免許を受け、この漁場以外の海域における共同漁業については、両県の知事が、それぞれの地先について免許するものとし、相手県の漁業協同組合に対しては、原則として平等に入漁権を設定するものとする。

なお、両県は次の各号に掲げる措置をとる。

- (1) 入漁権設定契約にあたっては、各漁業種別の実績を認めるほか、両県漁民の取り扱いの公正を期すること。
- (2) 両県に関係がある漁業の取り扱いについて差異が生じる場合は、事前に福佐委員会で協議し、その統一を図ること。

(区画漁業に関する事項)

第5条 農林水産大臣の管轄する漁場における区画漁業は、農林水産大臣の免許を受け、同漁場以外の海域における区画漁業は、両県の知事がそれぞれの地先について免許するものとする。両県は、漁場計画樹立の場合はもちろん漁業権行使の場合においても、関係漁場につき福佐委員会がその位置、区域及び行使内容を明確にする権利を有し、義務を負うことを認めるとともに、次の各号に掲げる事項を確認する。

- (1) 稚貝が多量に発生する区域は、区画漁業の漁場として計画を樹てないこと。

(2) 第3種区画漁業である貝類養殖業の漁場区域内に、たいらぎ等区画漁業の内容となっていない貝類が大発生した場合は、福佐委員会が協議のうえ、当該貝類の採取について公正な措置をとること。

(3) 農林水産大臣の管轄する漁場と知事の管轄する海域にまたがる漁場の区画漁業については、原則としてその漁場の管轄を異にする面積の大小により、その大きい面積を管轄する者の管轄に入れるものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。この場合は、福佐委員会に諮り公正な措置をとること。

(許可漁業に関する事項)

第6条 両県の知事は、許可に係る漁業の操業区域が農林水産大臣の管轄する漁場を含む場合には、許可に際し、福佐委員会の意見を聴き、相手県の知事と協議し、その同意を得たうえで許可するものとする。

2 両県の知事は、農林水産大臣の管轄する漁場以外の海域における両県の許可漁業については、従来の実績を認め、両県漁民の取り扱いの公正を期するとともに、必要のある場合は、あらかじめ、福佐委員会の意見を聴いて、統数その他の制限事項を定めるものとする。

3 両県は、本条の実施を円滑にするため、常に緊密な連絡協調を保ち、特に農林水産大臣の管轄する漁場における漁業に関し、両県の取り扱いが異なるものについてはなるべく早い時期に両県において協議し、同一の取り扱いができるよう努力する。

(その他の事項)

第7条 農林水産大臣の管轄する漁場における漁業については、両県ともに漁業資源の愛護と漁業秩序の確保に努める義務を負うことを認め、問題が起きた場合は、福佐委員会で協議のうえ、適正な措置をとる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、平成30年9月1日から5か年とする。

以上のとおり各項目について双方の意見の一致をみたが、両県は本協定があくまで臨時的措置であることを認め、不断に有明海沿岸漁業の自然的条件及び社会

的経済的條件の考究に努めて、速やかに最終的妥協点に到達するよう努力することを誓約し、本書5通を作成のうえ、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成30年6月18日

福岡県知事

小川 洋



福岡県有明海区漁業調整委員会会長

内場 澄夫



佐賀県知事

山口 祥義



佐賀県有明海区漁業調整委員会会長

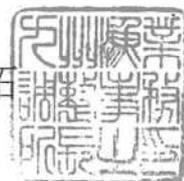
徳永 重昭

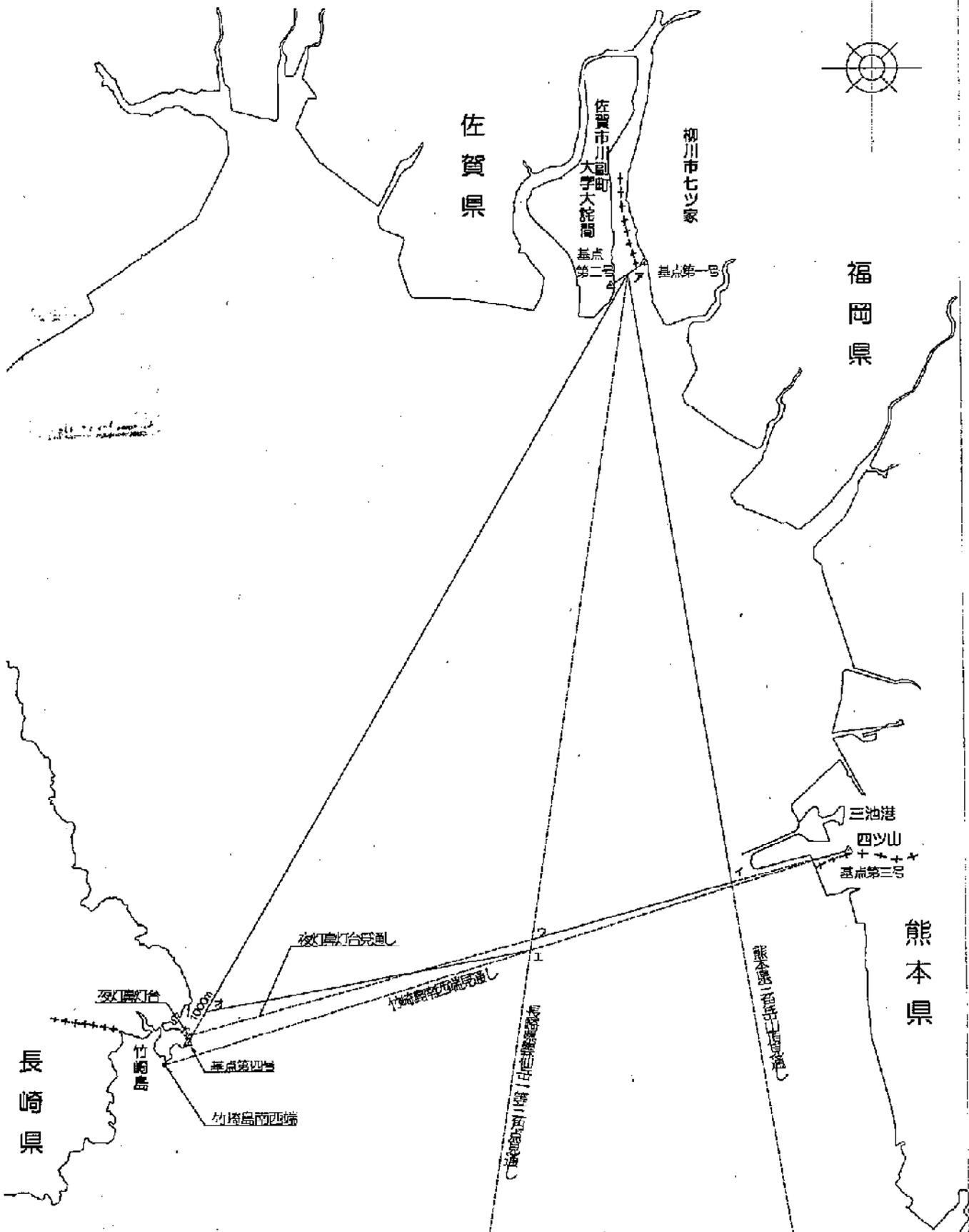
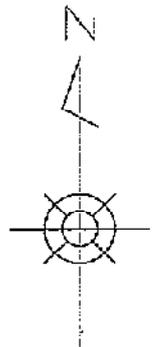


(立会人)

水産庁九州漁業調整事務所長

佐々木 拓





確 認 書

平成30年6月18日

確認書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書（以下「福佐協定書」という。）について下記事項を確認した。

記

1. 福佐協定書第3条については、福佐委員会は両県の知事が樹立しようとしているそれぞれの漁場計画を最大限尊重するものとする。
2. 佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、現時点において福佐協定書第3条及び第5条の改廃、存続について見解に相違があることを認め、今後、検討会を継続して開催し、解決に向け努力するものとする。

上記事項確認の証として本書5通を作成し、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は、各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成30年6月18日

福岡県知事

小川 洋



福岡県有明海区漁業調整委員会会長

内場 澄夫



佐賀県知事

山口 祥義



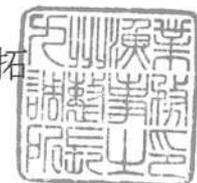
佐賀県有明海区漁業調整委員会会長

徳永 重昭



(立会人)
水産庁九州漁業調整事務所長

佐々木 拓



中島川みおすじの位置について

- (1) 関係漁場の東の境界である「中島川のみおすじ」
3本ある中島川（矢部川）のみおすじのうち、中央のみお。

第103回福佐連調委議事録（S39）より抜粋

（草場委員）中島川みおすじといっても今は三本あって、どれをとるかで大きく変わってくるが。

（議長）以前、詰合ったときのみおはどれですか。

（草場委員）中央のみおです。

（議長）それでよいでしょう。

- (2) 中島川の中央のみおの位置

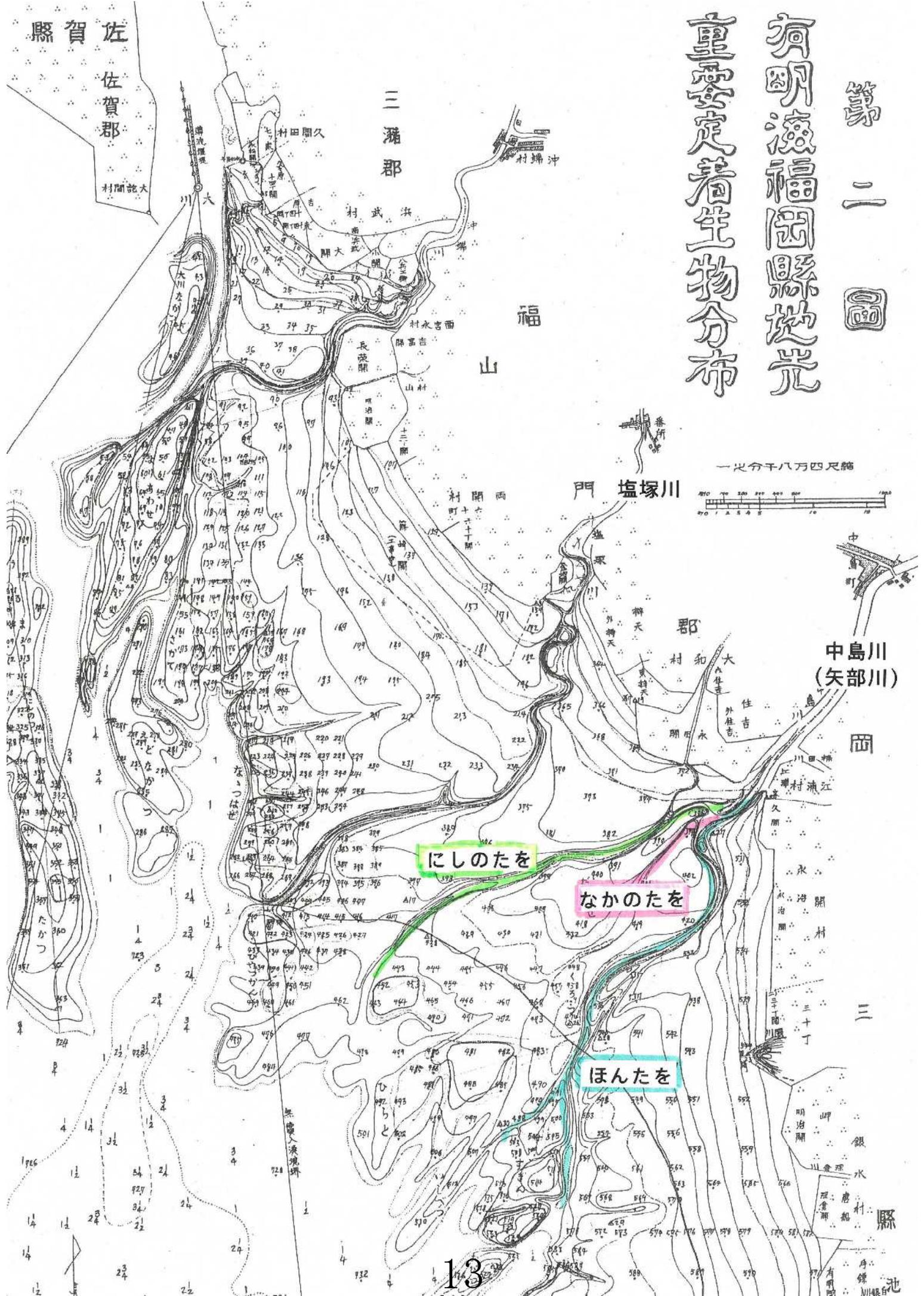
「有明海干潟利用研究報告（福岡県 水産試験場）」に、中島川の3本のみおについて記載。

有明海干潟利用研究報告（p25）より抜粋

中島川濤は西南に向ひて走り「だんぜ洲」の上部に於て三分す。其の西方に於けるものは「西のたを」と呼び、中央は「なかのたを」と称して尤も浅く、東方のものは、「ほんたを」と云ひ尤も深し。而して「ほんたを」は「くろつ」の下部「すぎん」の上部にて二分し、其中間に「すぎん」及「おびつ」の二洲を介在せしむ。

第二圖

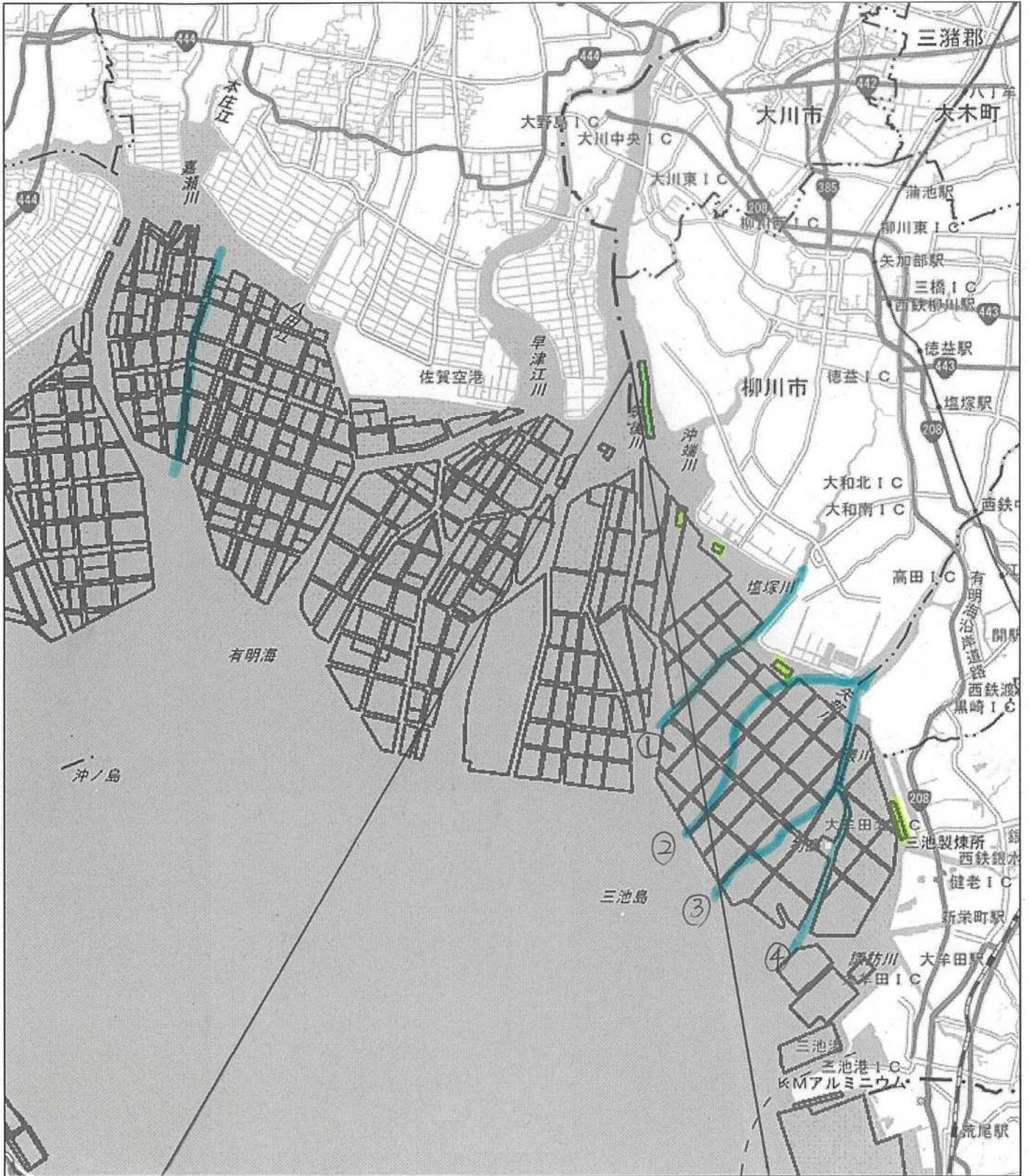
有明海福岡縣地光
重要定着生物分布



一尺分千八万四尺縮



印刷



- 区画漁業権
- 七ヶ丘の建
- あさり

